平成２１年（再ロ）第１１５号

大阪府茨木市彩都あさぎ２丁目８番21―410号

再生債務者　白井　克尚

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年４月28日まで

平成22年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１２４号

大阪市天王寺区北山町９番３―103号

再生債務者　大野　大介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年４月28日まで

平成22年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１０１７５号

千葉県印旛郡栄町安食３―12―38―Ｃ―202

再生債務者　小倉　智之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月18日付け計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年４月15日まで

平成22年４月１日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１号

新潟県三条市月岡２丁目12番12号

再生債務者　荒澤　賢也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（再ロ）第２号

新潟県三条市月岡２丁目12番12号

再生債務者　荒澤　純子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日　新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（再ロ）第１００１１号

長崎県長崎市宝町３番７号　ブライドミカド602

再生債務者　山下　哲也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第４号

青森県十和田市大字三本木字東小稲174番地318

再生債務者　成田　　学

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日

青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（再ロ）第６号

青森県三沢市大字三沢字南山67番地12号

再生債務者　鳥山　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日

青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（再ロ）第４号

宮城県石巻市西山町２番44号　カムロアパート３号

再生債務者　伏見すづえ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日

仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２１年（再ロ）第１０３号

大阪市東住吉区今川８丁目４番７号

再生債務者　佐野　和弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３号

香川県丸亀市飯山町下法軍寺600番地19

再生債務者　多田羅保彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（再ロ）第１３号

北海道旭川市豊岡13条９丁目２番11号

再生債務者　高島　雅貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２１年（再ロ）第１２号

金沢市辰巳町ヲ18番地２

再生債務者　田中　浩二

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。

平成22年３月30日　　金沢地方裁判所

会社更生

会社分割

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十二年三月二十六日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月八日

福井県福井市城東四丁目二二番二二号

（甲）社団法人福井地区建設業会

会長　天谷　知昭

福井県福井市城東四丁目二二番二二号

（乙）社団法人福井市建設協会

会長　天谷　知昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千五百万円減少して一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月十七日であり、株主総会の決議は、平成二十二年三月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月二十六日

掲載頁　一四四頁（号外第六十四号）

平成二十二年四月八日

東京都中央区銀座七丁目一二番七号

ＪＰホーム株式会社

代表取締役　太田　耕蔵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。尚、当社は確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年四月八日

東京都大田区西馬込二丁目一九番六号

株式会社アクセル

代表取締役　田中　　淳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少し一千百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月十九日であり、株主総会の決議は、平成二十二年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.jp/pdf/DP00180009_2009_6_8_35885.25.pdf

平成二十二年四月八日

静岡県浜松市中区中央三丁目一五番一号

レクソル株式会社

代表取締役社長　長谷川　伸